

令和 7 年度 第 3 回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

2 開催場所 広島県自治会館 101 会議室

3 出席者 17 名

4 欠席者 3 名

5 内容

事務局	(本会議の進行及び資料について説明) この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第 1 回選定審議会の際に、第 3 回は非公開とし、議事録のみ公開することを確認済みである。
会長	それでは議事に入る。 令和 8 年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について、事務局から説明をお願いする。
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	資料 1 の 1 ページを用いて教科用図書採択のスケジュールについて説明する。 右端の県立義務教育諸学校の欄を御覧いただきたい。県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、5 月以降、各校において、教科書選定会議を設置するとともに、前回皆様に御審議等いただいた選定資料に基づき調査研究を行った。各校は選定した教科用図書について、採択申請書及び選定理由書を、7 月 4 日までに、県教育委員会に提出したところである。 県教育委員会の欄を御覧いただきたい。各校から提出のあった採択申請書及び選定理由書の点検を行うとともに、本日、第 3 回選定審議会でお諮りし、その後教育委員会会議で指揮を受けた後、8 月 31 日までに採択手続を行う。 2 ページには「令和 7 年度県立特別支援学校における教科書選定会議の状況」を示している。各校では調査研究の観点に基づき、選定資料、教科書の見本等を参考に調査研究を行うとともに、全ての学校で教科書選定会議を設置している。構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないこと、特定の教科書発行者と関係を有するものでないことを、校長が確認済みである。この会議の開催回数は 7 月 4 日現在で、各校を平均すると 2.2 回となっている。 続いて、令和 8 年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について説明する。 資料 1 の 3 ページを用い、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書の使用について説明する。中ほどの表

は、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部、中学部の各教科を示している。この表に示す各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科を指しており、小・中学校の学習指導要領の各教科とは指導目標及び指導内容が異なる。知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、文部科学省著作教科書（知的障害者用）が、国語、算数、生活、音楽があり、中学部では、国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭がある。

その他の教科は著作教科書がないので、一般図書を使用することになる。また、児童又は生徒の障害の状態等によって、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合も、一般図書を使用することができる。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の小・中学部においても、知的障害を併せ有し、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成した場合、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合は、一般図書を使用することができる。

4ページは、一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示したものである。絵本等の一般図書は、各教科の目標を達成するための主たる教材として作成されたものではない。そのため、ここに示す教科書選定の観点・視点で、一般図書の調査研究を行い、児童又は生徒の障害の種類、程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定する必要がある。

続いて各校の選定状況について説明する。5ページは、「令和8年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況」を示している。

文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書については、表の○印で示しているとおり、全ての特別支援学校の小学部、中学部において選定している。

一般図書の選定状況については、小学部では205点、中学部では179点の一般図書を選定している。

一般図書を選定する際には、表の真ん中の列「学習指導要領段階等」の欄に、当該教科用図書が学習指導要領の段階や内容のどこに該当するのかが分かるように、段階や内容項目の番号を示すようにしている。

この「学習指導要領の段階」とは、小学部では3段階、中学部では2段階あり、小学部では、6年間で3段階の目標を、中学部では3年間で2段階の目標を達成するよう学習指導要領で定められている。

また、「学習指導要領の内容」とは、学習指導要領で定められている目標を達成するために取り扱う内容のことであり、選定する一般図書の内容が、学習指導要領が定める内容のどの部分に該当するのかを明確にしている。

このことで、学習指導要領に基づく教科書選定がより的確になると考え方、平成29年度から、選定理由書に当該教科用図書が対応する学習指導要領の段階等を示す欄を設けたものである。

例えば「小生1 サ」というのは、小学部の生活科における1段階の目標達成を目指し、取り扱う内容の「サ 生命・自然」に該当する教科

	<p>用図書の内容となっていることを示している。</p> <p>なお、選定理由書が斜線になっている部分は、文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書であることから、選定する理由は不要としている。</p>
会長	事務局の説明について、質問や意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	<p>それでは各校の選定した教科用図書について、事務局から説明をお願いする。</p> <p>なお、各校が選定した一般図書10点について、2回に分けて協議を行っていただぐ。まず、5冊について事務局からの説明を受け、その後、実際に御覧いただきながら、各校の選定状況について、「選定理由書と照らし合わせて適切な教科用図書が選定されているか」という視点で協議していただき、各グループから出た御意見等を発表していただぐ。</p> <p>それでは、説明をお願いする。</p>
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<p>前半の5冊について説明する。</p> <p>前半は、知的障害特別支援学校の選定理由書、5冊の説明である。</p> <p>知的障害のある児童又は生徒については、生活に結びついた学習活動が展開できるような分かりやすい内容であること、絵や文字、配色等により児童又は生徒の興味・関心を高めたり、内容が理解しやすいように工夫されたりしていること等の配慮が必要である。</p> <p>知的障害特別支援学校の例として、廿日市特別支援学校小学部訪問第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。教育課程の欄の「訪問」とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して行う教育である。</p> <p>表の一番上を御覧いただきたい。</p> <p>「生活」の教科用図書として、童心社の「ピーマン村の絵本たちさつまのおいも」という一般図書を選定している。対応する学習指導要領の段階等については、小学部生活科1段階、内容は「サ 生命・自然」である。</p> <p>選定理由として、「擬人化されたさつまいもの物語が取り上げられており、自然に触れることの少ない児童にも、身近な自然との関わりについて関心を深めることができる。」としている。</p> <p>福山北特別支援学校中学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。教育課程の欄の「重複障害」とは、当該学校に就学することになった障害、つまり主たる障害と他の障害を併せ有している児童又は生徒に対して行う教育である。</p> <p>表の一番上を御覧いただきたい。</p> <p>「国語」の教科用図書として、東京書籍の「目でみることばのずかん」という一般図書を選定している。対応する学習指導要領の段階等については、小学部国語科3段階、内容は「ア 言葉の特徴や使い方に関する事項」「A 聞くこと・話すこと」「C 読むこと」である。</p> <p>ここでは中学部第1学年において、小学部3段階の学習指導要領の段階を設定している。この理由は、学習指導要領において、「生徒の障害の程度等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容</p>

会長	<p>に替えたりするなどして、生徒の実態に応じた教育課程を編成すること」が認められており、各校で検討した結果である。</p> <p>選定理由として、「動物や野菜等の写真付きで、言葉の由来や特徴などが分かりやすく説明されている。芋ほりなどの写真により実際の生活に結び付けて学ぶことができ、生徒が経験したことを見い浮かべ、伝える活動にもつなげやすい。」としている。</p> <p>続いて、表の上から2番目を御覧いただきたい。「社会」の教科用図書として、偕成社の「子どものマナー図鑑（3）でかけるときのマナー」という一般図書を選定している。対応する学習指導要領の段階等については、小学部生活科3段階、内容は「A きまり」「B 社会の仕組みと公共施設」である。</p> <p>ここでは社会科の教科用図書において、生活科の学習指導要領の段階等を設定している。本教育課程では、生徒の実態から下学年の小学部の教科の目標や内容に替えていている。小学部の教科には、社会科がないため、内容が関連する「小学部生活科」に替えて編成をし、指導している。</p> <p>選定理由として、「日常生活でのきまりやマナーについて、様々な場面についてイラストで分かりやすく紹介されている。公共施設を利用する際のマナーや生活の中で接する人たちとのかかわり方、乗り物を利用する際のきまりなどを具体的に学ぶことができる。」としている。</p> <p>沼隈特別支援学校中学部訪問第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。</p> <p>表の下から2番目を御覧いただきたい。</p> <p>「美術」の教科用図書として、福音館の「福音館の科学シリーズ あそびのレシピ」という一般図書を選定している。</p> <p>対応する学習指導要領の段階等については、小学部図画工作科3段階、内容は「A 表現」「B 鑑賞」である。</p> <p>選定理由として、「自然の物や身近なものを素材・材料とした物づくりについてイラストで分かりやすく掲載されている。工夫がしやすい作品例が豊富に掲載されており、具体的にイメージしながら、作品を作ることができ、造形活動に対する興味・関心を高めることができる。」としている。</p> <p>黒瀬特別支援学校小学部重複障害第4学年の選定理由書の一部抜粋を示す。</p> <p>表の下から2番目を御覧いただきたい。</p> <p>「保健」の教科用図書として、教育画劇の「かぜひいた・・・」という一般図書を選定している。</p> <p>対応する学習指導要領の段階等については、小学部体育科2段階、内容は「G 保健」である。</p> <p>選定理由として、「風邪による体調の変化について、擬音語や易しい言葉で表されており、児童にとって理解しやすい。児童の真似やすい擬音語等により、自らの体調を意識することへ繋げやすい。」としている。</p> <p>以上で、前半5冊の説明を終わる。</p> <p>それでは、ただ今の説明について、選定理由書と照らし合わせて、適切な教科用図書が選定されているかという視点で、5冊について、20分</p>
----	---

	<p>ほどグループで意見交換を行っていただきたい。</p> <p><一般図書見本閲覧・協議></p>
会長	協議した内容について、各グループから発表をお願いする。
委員	<p>Aグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ピーマン村の絵本たちさつまのおいも」は、身近な自然について具体的にイメージすることは難しいかも知れないが、児童の関心を深めるきっかけとなり得る。 ・ 「目でみることばのずかん」は生徒が経験していないものもあると考えられるので、「実際の生活に結び付けて学んだり、～生徒が経験したことを見い浮かべたり」という表現にしてはどうか。 ・ 「子どものマナー図鑑（3）でかけるときのマナー」は、マナーときまりという言葉を分けて理解することは難しいかも知れないが、場面によってのマナーを知ることで、きまりも学んでいくことができる。
委員	<p>Bグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況に応じて適切に選定されており、選定理由も的確に書かれていると考える。 ・ 「子どものマナー図鑑（3）でかけるときのマナー」は、発行年が古く、自転車のヘルメット着用の記載が無い。指導でカバーする必要があるのではないかという意見があった。
委員	<p>Cグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真等があり、分かりやすく楽しく学ぶことができる5冊である。 ・ 「子どものマナー図鑑（3）でかけるときのマナー」について、今の時代にあった教科用図書があれば、今後検討が必要ではないか。
委員	<p>Dグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5冊とも適切に選定、表記されている。 ・ 選定された教科用図書等と生活とをどのように結び付けるのかが大切である。美術の教科用図書について、さまざまな素材が紹介されているため、学びの入り口になり得る。
会長	その他、質問・意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	残りの5冊について、事務局から説明をお願いする。
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<p>後半は、主たる障害が知的障害以外で、視覚障害などと知的障害を併せ有する児童又は生徒に係る選定理由書の説明をする。</p> <p>まず、視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校小学部重複障害第5学年の選定理由書の一部抜粋を示す。</p> <p>視覚障害と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、文字の大きさ等が見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動・内容が示されていること等の配慮が必要である。</p>

表の一番下を御覧いただきたい。

「保健」の教科用図書として、大泉書店の「だいじだいじどーこだ？はじめての「からだ」と「性」のえほん」を選定している。対応する学習指導要領の段階等については、小学部体育科3段階、内容は「G 保健」である。

選定理由として、「自分の体には大切なプライベート-partsがあることを学び、一人ひとりが大切な存在であることに気付かせることができる内容になっている。イラストが黒で縁取られ、弱視児にも見えやすい。優しく語りかけるような言葉で書かれているので、読み聞かせに適している。」としている。

聴覚障害特別支援学校である尾道特別支援学校小学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。聴覚障害と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、視覚資料が効果的に組織、配列されていること、視覚資料と関連した解説等が分かりやすく提示されていること等の配慮が必要である。

表の一番下を御覧いただきたい。

「道徳」の教科用図書として、日本図書の「いちねんせいえほんはじめての「よのなかルールブック」」を選定している。対応する学習指導要領段階等については、道徳科小学校第1学年及び第2学年、内容は「（2）正直、誠実」「（6）親切、思いやり」「（10）規則の尊重」である。

選定理由として、「1ページに一つの項目又は見開きにつき一つの項目で、学校生活におけるルールや友達との付き合い方、人とのかかわり方、社会生活において大切なことなどを考えるきっかけにできる内容が、イラストと文で説明されており、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童の興味を引きやすく、視覚的にも理解しやすい。」としている。

肢体不自由特別支援学校である西条特別支援学校小学部重複障害第1学年の選定理由書の一部抜粋を示す。肢体不自由と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、教科用図書の大きさ等が扱いやすく、見やすいものであること、具体的な活動や体験不足を補う活動・内容が提示されていること等の配慮が必要である。

表の上から4番目を御覧いただきたい。

「音楽」の教科用図書として、金の星社の「音のできる絵本おとのでる♪どうようえほん」を選定している。

学習指導要領段階等については、小学部音楽科1段階、内容は「A表現」「B 鑑賞」としている。

選定理由として、「効果音を使ってリズム遊びができる。童謡を選ぶボタンは弾力があり、押したことが分かりやすくなっている。表紙は厚く丈夫で肢体不自由のある児童が扱いやすくなっている。」としている。

病弱特別支援学校である広島西特別支援学校中学部重複障害第3学年の選定理由書の一部抜粋を示す。病弱と知的障害を併せ有する児童又は生徒については、病院や学校という限られた環境での学習を考慮したり、指導内容の精選をしたりする等の配慮が必要である。

	<p>表の上から3番目を御覧いただきたい。</p> <p>「数学」の教科用図書として、ポプラ社の「絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき？」を選定している。対応する学習指導要領段階等については、小学部算数科1段階、内容は「A 数量の基礎」「B 数と計算」「C 図形」としている。</p> <p>選定理由として、「いろいろな動物が1ページ毎に増えていく、生徒が数量の変化に気付きやすい。様々な色で動物やボールが描かれており、楽しみながら数量や図形などの学習に関心をもつことができる。車イスやベッド上で使用するのに適切な大きさである。」としている。</p> <p>続いて、表の一番下を御覧いただきたい。</p> <p>「美術」の教科用図書として、のら書店の「はじめてのこうさくあそび」を選定している。対応する学習指導要領段階等については、小学部図画工作科1段階、内容は「A 表現」「B 鑑賞」としている。</p> <p>選定理由として、「クレヨンや水彩絵の具、野菜、粘土など、様々な身近な素材を使った作品の作り方が掲載されている。作のが容易なものから少し難しいものまで幅広く掲載されているため、様々な実態に対応した活動を設定できる。車イスやベッド上で使用するのに適切な大きさである。」としている。</p> <p>以上が、後半5冊の説明である。</p>
会長	ただ今の説明を踏まえ、5冊について、20分ほどグループで意見交換を行っていただきたい。
会長	<一般図書見本閲覧・協議（20分）>
委員	協議した内容について、各グループから発表をお願いする。
委員	<p>A グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の実態に合わせて選定されている。 ・ 「はじめてのこうさくあそび」は、古い本ではあるが、児童の実態に応じて選ばれているということがよく分かった。
委員	<p>B グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況に応じて適切に選定されている。 ・ 「絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき？」は、選定理由書では数量や図形の学習に関心をもつことができると記載されているが、図形についてはほとんど記載がない。よって選定理由の「図形」の文言及び学習指導要領段階等の「C」を削除した方がよいのではないか。
委員	<p>C グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 興味をもって学習できる5冊であり、児童生徒の実態に合わせて選定されている。 ・ 児童生徒が考えながら学習できる教科用図書が選定されている。
委員	<p>D グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5冊とも選定理由等について適切だと考える。 ・ 児童生徒一人一人の障害特性に応じて選定されている。 ・ 車いすの上でも使用しやすいなど、扱いやすさの視点などもよく考

	えられている。
会長	これまで出された質問等について、事務局から回答をお願いする。
事務局 (特別支援 教育課担 当者)	<ul style="list-style-type: none"> 「目でみることばのずかん」の選定理由については、「実際の生活に結び付けて学んだり、生徒が経験したことを思い浮かべたり」と修正する。 「子どものマナー図鑑（3）でかけるときのマナー」について、発行年度が古いのではないかとの御意見は参考にさせていただく。 「絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんぴき？」については、ボールは図形とはいがたいので修正させていただく。
会長	その他、質問・意見はないか。
委員	なし（全委員）。
会長	事務局から説明があった、各校の選定状況について、適切に処理されていると御了解いただいたものとする。
	以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。